

ネットワーク技術（第10章）補足資料

- 電気通信事業法の改正について -

（株）アイテック

情報技術教育研究所 長谷

第10章 ネットワークに関する法制度

10.1 電気通信事業法の概要

1985年4月、公衆電気通信法に代わって電気通信事業法が施行された。それまで、わが国の電気通信事業は、日本電信電話公社と国際電信電話株式会社（KDD）によって独占的に提供されてきたが、この電気通信事業法の制定によって、新たに競争原理が導入されることになった。それ以来、新規の電気通信事業者の参入が相次ぎ、情報通信白書によると2003（平成15）年3月末には、第一種電気通信事業者が414社、第二種電気通信事業者が10,904社、合計11,318社に達するほどになった。

その後、インターネット利用の爆発的な普及によって、電気通信をめぐる環境も大きく変化し、電話の時代からインターネットの時代といわれるまでになった。こうした背景を受け、従来の電気通信事業法で規制されていた参入やサービス提供に関する規制が時代の流れと合致しなくなり、電気通信事業法の制度全体が見直されることになった。その結果、2003年7月、改正電気通信事業法が公布され、2004年1月から施行されるに至った。

(1) 改正電気通信事業法の主な改正点

今回の電気通信事業法における主な改正事項としては、次の三点に集約されるといわれている。

従来の電気通信回線設備の有無によって区分されていた第一種と第二種電気通信事業の事業区分が廃止された。これに伴い、電気通信事業への参入・退出規制は、許可制が廃止され、原則として登録制/届出制になった。

これまで利用料金については、総務大臣の認可を受けた利用約款によって、すべての利用者に対し同一の料金体系が適用されていたが、今回の改正によって、料金や利用約款の作成義務などが原則、廃止された（サービス提供条件の自由化）。例えば、事業者と利用者における契約によって料金体系を決めることができる相対契約が認められた。その一方、事業者から利用者へのサービス提供にかかわる重要事項の説明義務や、苦情処理の義務などの消費者保護ル-

ルが整備されることになった。

端末機器の接続にあたっては、電気通信端末機器審査協会の認定を受ける必要があったが、今回の改正では、端末機器の技術基準適合性を自ら確認する制度（技術基準適合自己確認制度）が新しく設けられた。また、総務大臣または指定認定機関が端末機器について技術基準適合認定を行う制度を改め、総務大臣の登録を受けた者（登録認定機関）が行うことになった。

(2) 電気通信事業への参入条件

改正電気通信事業法（以下、改正法という）では、第一種、第二種電気通信事業という用語の定義を廃止したため、すべて電気通信事業（電気通信サービスを提供する事業）という用語で扱われる。また、電気通信事業への参入については、登録制／届出制となったが、大規模な回線設備を設置する事業が登録制、それ以外はすべて届出制である。電気通信事業の登録は改正法第 9 条、届出は第 16 条で規定されている。なお、大規模な回線設備を設置する事業かどうかの基準は、総務省令で電気通信回線設備の規模や設置する区域の範囲によって、その基準が規定される。

一方、事業の休廃止については、その旨を総務大臣に届け出るとともに、利用者に対し周知しなければならない（改正法第 18 条）。具体的な周知方法としては、郵便、電子メール、インターネット上のオンライン手続きなどの方法が検討されている。

また、電気通信設備は、国の基盤をなすインフラストラクチャの一部であることから、改正法では、公益事業特権の認定制度が導入された。この制度は、特権を希望する事業者が、事業認定を受けることによって、道路占用にあたっての道路管理者の義務許可、他人の土地における使用权の設定、海底ケーブルを敷設する際の公用水面の使用、共同溝の利用などの公益特権を受けることができる制度である。また、この事業認定を受けるには、事業計画の実行性や財務能力、技術的能力などの審査が行われる。

(3) サービス提供条件の自由化

電気通信事業者が提供するサービスの料金や提供条件などに関する約款は、原則廃止されることになった。しかし、基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠で

あるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務（ユニバーサルサービスともいう）をいう）については、改正法第 19 条において「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする」としており、届出の義務がある。

このほか、市場支配力を有するサービスを提供する事業者などは、指定電気通信役務を提供する電気通信事業者とみなされ、改正法第 20 条で、指定電気通信役務の保障契約約款の制定が義務付けられている。また、特定電気通信役務（指定電気通信役務であって、その内容、利用者の範囲などからみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの）の料金については、改正法第 21 条で規定され、料金指数に基づいたサービス提供の方針が示されている。

(4) 消費者保護ルール

今回の改正法では、新たに消費者保護の規定が盛り込まれた。一つは重要事項の説明であり、もう一つは苦情などに関する適切な処理である。具体的には、改正法第 26 条（提供条件の説明）において「電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない」としている。これによって、電気通信役務の契約締結に際し、提供条件のうち重要事項を説明しなければならないことが規定された。なお、国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務としては、次のようなものが想定されている。

固定電話（加入電話、ISDN その他一般消費者を対象とした固定電話。音声専用線は除く）

携帯電話、PHS

インターネット接続サービス（ダイヤルアップ、DSL、FTTH、CATV イン

ターネット，無線アクセス）

IP 電話

また，説明の方法としては，対面による契約締結のときは，重要事項を記載した書面を交付したうえで，分かりやすく説明することや，Web ページからオンラインサインアップを行うときは，Web ページ上の契約申込み画面よりも前に表示される画面で，重要事項を分かりやすく記載することなどが求められている。

一方，苦情処理に関しては，改正法第 27 条（苦情等の処理）で「電気通信事業者は，前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては，適切かつ迅速にこれを処理しなければならない」としている。

10.2 技術基準の概要

技術基準には、電気通信回線設備の技術基準と端末設備接続に関する技術基準があり、改正電気通信事業法（以下、改正法という）の第 41 条と第 52 条で規定されている。

(1) 電気通信回線設備の技術基準

改正法第 41 条第 1 項では「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない」としている。また、第 42 条では、電気通信事業者による電気通信設備の自己確認の義務を新たに追加したほか、第 43 条では、従来の事業法と同様に総務大臣が技術基準に適合するように改善命令などを出すことができるようにしている。

さらに、事業法第 45 条第 1 項で「電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない」として、電気通信主任技術者の配置を義務づけている。

なお、電気通信主任技術者の種類には、従来、第一種および第二種伝送交換主任技術者、線路主任技術者の 3 種類の区分があったが、改正法の施行に伴い、第一種および第二種伝送交換主任技術者が、伝送交換主任技術者に一本化される見通しである。

(2) 端末設備などの技術基準

改正法第 52 条第 1 項では、「電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準(当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であって総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む)に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない」という端末設備の接続の技術基準

を定めている。なお、技術基準の適合認定については、改正法第 53 条によって、登録認定機関による認定のほか、今回の改正法第 63 条によって端末機器の製造業者などが、技術基準適合性を自ら確認する制度（技術基準適合自己確認）が新設された。なお、従来は、指定認定機関（（財）電気通信端末機器審査協会（JATE；Japan Approvals institute of Telecommunications Equipment））が端末機器の適合認定を行うことになっていたが、今回の改正によって、総務大臣の登録を受けた登録認定機関が認定する制度に改められた。

なお、利用者が端末設備を接続する場合は、工事担任者の資格を有する者が工事または監督に当たらなければならないことが規定されている（改正法第 71 条）。この工事担任者の資格には、アナログ第一種、アナログ第二種、アナログ第三種、デジタル第一種、デジタル第二種、デジタル第三種、アナログ・デジタル総合種という 7 種類がある。

ネットワーク技術（第10章）補足資料

- 電気通信事業法の改正について -

発行日 2004年4月21日 第1版 第1刷
著者 長谷 和幸
発行人 廣田 隆一郎
発行所 株式会社アイテック 情報処理技術者教育センター
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-2-10
電話 03-3662-6861
<http://www.itec.co.jp/>
E-Mail: itinfo@itec.co.jp

本書を無断複写複製(コピー)すると著作者・発行者の権利侵害になります。

©(株)アイテック 2004 3718-10